

2019年4月6日

1. 我々、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国のG7外務大臣及びEU上級代表は、より平和、包摂的かつ安全な世界を築くこと及び持続可能な開発のための2030アジェンダに明記された目標に関し、意見を交換し、行動を調整するために、2019年4月5日及び6日、ディナール及びサンマロに集まった。人権、基本的自由、民主主義及び法の支配の尊重により結束し、我々は、世界的な平和と安全に関する問題、特に、サイバー空間における国家及び非国家主体、アフリカにおける平和活動、和平プロセスへの女性の完全かつ実効的な参画、そして国際人道法の履行の促進について議論した。我々は、多様性が尊重され、包摂性が評価・支持される、開かれた経済、開かれた社会及び開かれた政府への信念を再確認した。我々は、ジェンダー平等が、政治的、経済的及び社会的進歩の基礎であると認識する。我々は、不平等が、世界的な安定及び繁栄、我々の社会の団結、我々の市民の民主的機関への信頼に対する重大な課題であることを認識する。この多面的な現象は、世界の全ての地域を不安定化させるリスクを増幅し、これらの地域内における緊張の増大をもたらしている。我々は、相互に関連し合う世界的な課題の根本原因に対処するため、強い行動を取り、共通の政策的解決策を実施するための協力を強化することに引き続き固くコミットする。

2. 議論の全体を通じて、我々は、人権の保護及び促進、ジェンダー平等、並びに女性のエンパワーメントが持続可能な平和と安全にとって重要であることを強調した。我々は、効果的かつ持続的であるために、平和及び安全保障上の課題に対処するイニシアティブは、意思決定プロセスにおける全てのレベル及び段階で、女性の平等かつ意味のある参画を確保し、女性及び女兒のニーズに対処し、彼女らの権利、安心及び安全を尊重し、国連安全保障理事会決議第1325号及びフォローアップ関連決議に沿う形で、彼女らの平和の利益へのアクセスを促進する必要があることを認識した。G7メンバーは、それらの決議及び各々の女性・平和・安全保障に関する行動計画を実施することにコミットする。我々は、「女性・平和・安全保障に関するG7ディナール宣言」への支持、G7女性・平和・安全保障パートナーシップ・イニシアティブ等を通じた他の政府への支援へのコミットメント、及び世界中の紛争下の性的暴力の被害者を支援することへの確固たるコミットメントを表明し、また11月18日から20日にロンドンにおいて開催される「紛争下の性的暴力防止に関する国際会議」を歓迎する。我々は、ジェンダーの視点の政策及びイニシアティブへの統合を強化することの戦略的重要性を強調した。我々はまた、この取組における「ジェンダー平等に関する諮問委員会」及び市民社会の貢献を認識している。

3. 以下に掲げる意見交換及び連携的行動に加えて、我々は、「不拡散・軍縮に関するG7声明」を承認した。

### ルールに基づく国際秩序

4. G7は、共通の価値及びルールに基づく国際秩序へのコミットメントによって連帯している。その秩序は、権威主義、高まる不平等、深刻な人権侵害、メディアの自由に対する制限、その他の国際法及び国際規範の継続した違反によって挑戦を受けている。我々は、G7のメンバーとして、我々の社会及び世界が、ルールに基づくグローバルな秩序から顕著な利益を享受してきたことを確信し、このシステムは包摂性、民主主義並びに人権、基本的自由、多様性及び法の支配の尊重という原則をその中心に置くものでなけ

ればならないことを強調する。

5. G7は、持続可能な開発のための2030アジェンダとその17の持続可能な開発目標の中に明記された目標への支持を再確認し、より大きな持続可能な開発の成果を達成し、資金を引き出すための革新的資金調達のアプローチを支持する継続的なリーダーシップにコミットする。我々は、実施に向けたモメンタムを活性化し、多国間主義が市民に利益をもたらすことを示す機会を提供する、2019年9月の首脳級ハイレベル政治フォーラムの重要性を強調する。

6. G7のメンバーとして、我々は、市民社会との我々の十分かつ有意義な関与は、こうした概念の不可欠な柱であることを理解する。我々は、尊重及び相互理解という価値に深くコミットし、女性及び子ども、障害者、先住民族及び多くの場合、社会において周縁化されているような宗教的少数者を含むその他の少数者を含む全ての者を公平に扱うことに尽力する。

7. 我々はまた、意見及び表現の自由に関する権利についてもコミットする。これらは、自由、多元的かつ信頼できる情報にアクセスすることを可能にするものであり、民主主義の構成要素である。同様に、我々は、多くの国においてますます暴力及び脅迫に直面しているジャーナリストの保護についてもコミットする。我々は、情報と民主主義の国際的パートナーシップを設立することを目的とした2018年11月11日のパリ平和フォーラムにおいて指導者達によってとられたイニシアティブを歓迎し、そのようなパートナーシップが立ち上がることを期待する。我々はまた、7月10日から11日までロンドンでカナダ及び英国が共催する予定のメディアの自由に関する国際会議を歓迎する。この会議は、こうした重要な課題に焦点を当て、ジャーナリストの保護についてのコンセンサスを形成するための重要な機会となろう。

8. 我々は、暴力を世界中にもたらしている、反ユダヤ的、反ムスリムの感情やキリスト教の少数者を標的にする行為を含む、人種主義及び差別の再来を深く懸念する。我々は、そのような憎悪の表出との闘いに向けた個別及び共同の取組を強化する。一方で、我々は、自身の宗教や信念について、公にあるいは私的に、自由にかつ平和裏に表現する全ての人々が有する権利を支えるべく尽力することを再確認する。我々は、暴力的過激主義者のイデオロギー、レトリック及び行動を非難するとともに、信仰と包摂をもたらす利益が、人類の力として認識され、活用されるべきであることを主張する。

9. 我々は、人権を保護及び促進し、法の支配を強化する上での人権擁護者の主要な役割を認識する。我々は、彼らに対するハラスメント、脅迫及び報復のレベルが増大していることを懸念する。我々は、国家が人権擁護者に対する攻撃を止め、彼らが自身の職務を安全に遂行することができるようにすることの重要性を強調する。我々はまた、女性を標的とした差別が発生している地域も存在することを含め、人権の尊重が風化していることにより、ジェンダー間の平等及び女性のエンパワーメントに向け過去数十年間で達成された進展が損なわれる危険があることを懸念する。

#### 外国による悪意ある干渉／脅威に対する防衛

10. 我々は、国家及び非国家主体による悪意ある行動及び敵対的な干渉に対し、我々の民主主義を強化するために協働することを決意する。そのような活動は、伝統的な手段及びデジタル手段の両方を通じて行われており、混乱を生み出すことを試みている。我々は、サイバーセキュリティ、戦略的コミュニケーション及びカウンター・インテリジェンスの分野を含むハイブリッドな脅威に対処する能力を強化し続ける。

我々は、情報共有及び連携した対応をする機会を特定することを通じたものを含め、このような脅威に対応することを可能にした、2018年のシャルルボワ・サミットにおいて発表されたG7即応メカニズムの継続中の活動を支持し、そのプロGRESS・レポートを歓迎する。我々は、民主主義制度に対する悪意ある行動及び外国による敵対的な干渉に対処すべく活動するための、市民社会、学術界、民間部門及びメディアを含む非政府組織のステークホルダーによる取組を評価する。我々は、民主的機関のプロセスと価値を強化するため、国内外、特に脆弱的な民主主義国において、ステークホルダーと引き続き協働していく。

11. サイバー空間における信頼性、セキュリティ及び安定性の強化は、全ての主体がその恩恵を十分に享受できることを確保するために不可欠である。我々は、全ての人々にとってアクセス可能で、開かれ、相互運用可能な、信頼できる、かつ安全であり、かつ国際法が堅持され、基本的自由が促進され、また個人がオフラインで有する人権がオンラインでも擁護されるサイバー空間を促進することに引き続きコミットする。この関連で、我々は「サイバー空間における責任ある国家としての行動に関するG7ルッカ宣言」へのコミットメントを想起する。我々は、サイバー空間における国家の行動への既存の国際法の適用可能性に関する認識、平時における責任ある国家のサイバー空間における行動に関する自発的で非拘束的な規範の推進及び国家間の実際的なサイバーに関する信頼醸成措置の形成及び実施から構成される、サイバー空間における紛争予防、協力及び安定のための戦略的な枠組みの広範な受入れ及び実施を促進するために協働する意思を確認する。我々は、悪意のあるサイバー活動を非難し、そのような活動を防止し、思いとどまらせ、対抗することを目的とした措置を発展させるための協力を増大することに対するコミットメントを再確認する。我々は、特に、商業的利益を目的として機密の営業情報及び知的財産を標的とする、国家に支援された世界的かつ長期にわたるコンピューターへの侵入活動についての報告を懸念する。我々は、そのような悪意のある活動を防止し、思いとどまらせ、対抗し、闘うことを目的とした措置を発展させるための協力を増大することへのコミットメントを再確認する。これにより、悪意のあるサイバー空間の主体を抑止する我々の共同の決意が強化されるだろう。我々は、協力を強化すること、全ての主体による能力構築の努力を増大させること、並びに電気通信網を含むデジタル化されたインフラ、製品及びサービスのセキュリティ及び強靭性を強化するイニシアティブを奨励することの必要性を強調する。我々は、我々が直面している課題に取り組む上で、民間部門及び市民社会と協力することの重要性について一致し、この点に関して、インターネットガバナンスフォーラムのような、マルチステークホルダーアプローチを歓迎する。我々は、「サイバー空間における信頼とセキュリティのためのパリ・コール」に含まれる要素及びこれらの分野における様々なステークホルダーの活動に留意する。我々は、サイバー問題に関する国連の議論が再開されることを期待し、国連政府専門家グループ及びオープンエンド作業部会の両方が建設的な進展を遂げ、戦略的枠組みの普遍化と全面的な採択に向けて補完的な形で作業することを確認するために協働する。我々は、自発的で非拘束的な責任ある国家の行動に関する規範の実施に関するベストプラクティスと教訓を共有することに対する我々のコミットメントを強調する「サイバー規範イニシアティブに関するディナール宣言」を支持する。我々は全てのパートナーがこの取組に参加するよう要請する。

12. 我々はまた、全ての女性及び女児の、自身が選択するあらゆるメディアを通じてあらゆる種類の情報を受け取り、伝えることを追求する自由を含む表現の自由を行使する能力を促進し、保護する重要性を強調し、技術により助長されるハラスメント、暴力及び虐待に対抗することにコミットする。デジタルの文脈における様々な形態の性的及びジェンダーに基づく暴力、虐待及びハラスメントは、女児及び女性の社会的、政治的、経済的、文化的領域における参画に対する重大な障壁となっている。デジタル技術は、ジェンダー平等並びに女性及び女児のエンパワーメントを促進する中で前向きな役割を果たすことができ、

またそうすべきである。

13. 我々は、広範かつ重大な国際人道法違反、特に「それらに限られるものではないが」長期化した武力紛争における、文民、民生用のインフラに対する攻撃、人道、医療及び教育関係者並びに彼らの施設及び資産に対する攻撃及び支援を必要とする人々に対する人道支援の恣意的な拒否を含む違反を非難する。我々は、女性及び女兒に対する暴力や、性的暴力及びジェンダーに基づく暴力、人身取引、児童兵の違法な使用及び徴用を含む児童に対する暴力及び虐待、学校及び病院並びにそれらの関係者に対する攻撃を深刻に懸念する。我々は、全ての当事者が、国際人道法を完全に遵守し、女性、子ども、障害者、その他社会の中でしばしば周縁化され、又は排除されている少数派に属する人々を含む脆弱な状況にある人々を一層保護する必要性を強調する。我々は、トロント・コミットメントを想起しつつ、ベストプラクティスや履行策の共有を通じたものを含め、引き続き国際人道法の履行を積極的に促進する。我々は、本件について、今後行われる外相会合にて進捗を報告する。加えて、我々は、世界中で、人道上のニーズと人道支援のために提供される資金の間に依然としてギャップが存在することを引き続き懸念する。我々は、国家、民間部門及び市民社会に対し、効果的な世界的人道援助の取組に共同で貢献するため、人道分野への拠出を増加させるよう求める。

14. 我々は、協力的かつ国際的な大洋及び海の管理を促進し、並びに国際法に基づくルールに基づく海洋秩序の維持することへのコミットメントを改めて表明する。我々は、国連海洋法条約(UNCLOS)の普遍的かつ一体である性質を強調し、大洋及び海における全ての活動を規律する法的枠組みを規定する上での UNCLOS の重要な役割を再確認する。我々は、全ての国が誠実に行動し、信頼を構築して大洋及び海の安全を確保し、武力や強制による威嚇の行使を伴わない、仲裁等の国際的に認められた法的な紛争解決メカニズムを通じたものを含む、国際法に従った、紛争の平和的な管理及び解決にコミットメントすることの必要性を強調する。我々は、航行及び上空飛行の自由を含む公海の自由並びに沿岸国の権利や管轄権及び海洋のその他の国際的に合法的な利用を含むその他の権利及び自由に対するコミットメントを改めて表明する。この文脈において、我々は、このような目標に向かって前進するための多様な活動を促進することを通じて、法の支配に基づく、自由で開かれたインド太平洋地域を維持することの重要性を強調し、この努力において、ASEAN 及びその他の諸国と協働する意図を表明する。

15. 我々は、東シナ海及び南シナ海における状況を引き続き深刻に懸念する。我々は、武力による威嚇又は武力の行使、大規模な埋立て、拠点構築及びその軍事目的での利用といった、緊張を高め、地域の安定及び国際的なルールに基づく海洋秩序を損なうあらゆる一方的な行動に対する強い反対を改めて表明する。我々は、UNCLOS の普遍的かつ統一的な性質を改めて強調し、海洋における全ての活動を規律する法的枠組みを規定する上での UNCLOS の重要な役割を再確認しつつ、全ての当事者に対し、航行及び上空飛行の自由並びにその他の国際的に合法的な海洋の利用の尊重を含む、UNCLOS に反映されたものを含む国際法上の義務を遵守することを要請するとともに、南シナ海に関する行動宣言(DOC)のコミットメント全体の完全かつ実効的な実施を求める。我々は、第三国の利益や国際法の下での全ての国の権利及び自由を予断せず、UNCLOS に整合的で、交渉非参加国との協力に対して開かれた、実効的な南シナ海に関する行動規範(COC)のための現在進行中の交渉の重要性を強調する。我々はまた、地域の安定を確保し、それにより各国が国際法に従ってそれぞれの権利を行使することが可能となるよう、関係国が係争のある地形の非軍事化を追求するよう要請する。我々は、UNCLOS の下の仲裁裁判所により下された2016年7月12日付けの判断は、南シナ海における紛争の平和的解決に向けた重大なマイルストーンであり、有用な基盤であると考えている。我々は、南シナ海における持続可能性及び地域の

漁業資源を脅かす海洋生態系の破壊に関する懸念を改めて表明し、海洋環境の保護を強化する国際協力を増大させることへのコミットメントを再確認する。我々は、海洋安全保障、海上安全並びに海洋環境の保護及び持続的な管理に関する一層の国際協力へのコミットメントを再確認する。

16. 我々は、海賊行為、海上武装強盗、海洋空間での国境を越える組織的犯罪及びテロ、人身取引、移民の密輸、武器・違法薬物取引及び違法・無報告・無規制(IUU)漁業を含む海における違法な活動との闘いへのコミットメントを改めて表明する。我々は、違法な海洋活動を減少させ、一層実効的な海洋ガバナンス、法執行能力及び海洋空間における地域協力に向けて取り組む上での、ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ、ジブチ行動指針関係国、G7++ギニア湾フレンズ・グループ及びアジア海賊対策地域協力協定の活動を称賛する。我々は、ヤウンデ行動指針の運用における進展を賞賛し、アフリカにおける海洋安全保障上の課題に対処するための各国及び地域主導の取組を前進させる上でのより一層の進展を奨励する。我々は、海洋ガバナンス、沿岸警備当局及びその機能、災害救援、海上捜索及び救助、並びに海洋状況把握(MDA)を含む海上に関する情報の共有・統合といった分野における既存の手段の下での包括的な能力構築支援を通じ、海における違法な活動の影響を受けている地域における地域的海洋安全保障を支援することにコミットする。我々は、地域機関が、海洋の安全を強化する適切な協力の取極の運用を追求することを奨励する。我々は、国際法が適用されることを確認しつつ、基準及びベストプラクティスの策定のために産業界と協働しつつ、極めて重要なインフラである海底ケーブルを保護し、国家の強靭性を高めるための国家の法的枠組みを見直し、必要に応じて強化することの重要性を認識する。

17. 我々は、強制的な避難及び移住は、出身国、経由国及び目的地となる国と行うものを含む、国内施策及び適切な国際協力を通じて対処されるべき課題であることを認識する。各国は国内法及び国際的義務に従って自国の国境を管理し、統制すると共に、自ら移民関連法令を制定し、執行する主権的権利を有している。移民の密輸及び人身売買と闘うために、協調的な対応が必要である。我々は、国際的な義務に従って、最も脆弱な状況にある人々を含む、難民、庇護申請者及び移民の人権を保護するために協働する必要性を強調する。我々は、国内法及び国際的義務と整合的な、適切に管理された移住は、全ての人々にとっての利益をもたらす得ることを認識する。

18. 我々は、人身取引の惨禍を根絶すべくトロントにおいて作成された、G7外務・安全担当大臣会合共同コミットメントを実施するために、予防に焦点を当てること、被害者を特定し、支援を提供すること、人身取引及び移民の密入国に従事する者を妨げ、訴追すること、公的調達を含むグローバル・サプライチェーンにおける人身取引を予防すること並びに拷問及び迫害から逃避する者への保護を提供することによるものを含む、一致した行動をとることにコミットする。

19. グローバルな繁栄及び安全保障における宇宙の重要性の高まりに伴い、また最近の科学技術の発展を認識し、我々は、宇宙における行動に関する規範の認識及び発展並びに宇宙ゴミ(デブリ)の問題に対処するための協力を奨励する。

## 地域における危機及び脅威

20. 我々はまた、多くの地域や国の状況についても議論した。リビアについては、我々は、リビア担当国連事務総長特別代表(SRSG)による安定化と和解に向けた取組を歓迎し、2018年のパリとパレルモの

会議で合意されたように国民会議を開催し、国政選挙の成功の基盤を準備するための、2017年9月に発表され、2018年11月に再調整された国連主導の行動計画を強く支持する。この点に関し、我々は、4月14日から16日に国民会議がリビア国内で開催されるという SRSRG による発表を歓迎する。我々は、全てのリビアの勢力に対して、自制と妥協への意欲を示し、リビア国民の利益を最優先とすることにより、この目標に向かって結集することを求める。我々は、リビアの石油施設、生産及び収益がリビア国民のものであり、いずれの勢力の政治的利益のためにも利用されてはならないことを改めて想起する。我々は、リビアにおける紛争に対する軍事的解決策は存在しないことを再確認する。我々は、4月5日の我々の共同声明において表明された、リビア西部における軍事作戦に対する最も深い懸念を改めて表明する。我々は、リビアの全ての当事者に対し国連行動計画の時宜を得た実行を促進することを求める。我々は、国際社会、域内のパートナー及び多国間機関が、リビア自身による包摂的な解決策に向けた国連の取組を引き続き支持することの必要性を改めて強調する。そうした取組は、リビア国民に安全と基本的サービスを提供し、経済的改革を実行し、リビアの諸勢力間の対立を終結させ、国際社会と協力してISIL及び国連が指定する他のテロ組織並びに外国の武装グループの傭兵と戦い、彼らを国土から追放し、特に国境をより適切に管理するために必要な全てのものの提供による移民の密輸や人身売買への対抗、現在の拘置所システムの克服等を通じた移民及び難民の保護の改善により、移民に関する課題に対処することのできる強固な政府機構を持つ、安定した、平和で、安全な、民主的で、統一されたリビアの実現に貢献するだろう。

21. 我々は、2011年の設立以降の、ドーヴィル・パートナーシップの大きな成果を認識する。我々は、ドーヴィル・パートナーシップが今後現地調整メカニズムに移行していくことを歓迎する。同メカニズムは、中東及び北アフリカ(MENA)諸国の経済と統治に関する課題についての継続的な対話を支援していくであろう。我々は、G7及びEUのMENA地域の外交団長に対し、各国政府当局と定期的にハイレベルでの対話を行い、MENA地域におけるパートナーが今後課題に立ち向かう上で引き続き支援していくことを奨励し、また国際機関、民間部門及び市民社会に対しても、この努力において卓越した役割を果たすことを奨励する。

22. 我々は、シリアにおける継続的な暴力、更なる事態悪化のリスク、シリア国民に対するシリア自身の政府による継続的な弾圧、またシリアにおける人道アクセスに対する定期的かつ持続的な意図的妨害に対する深い懸念を表明する。我々は、この危機には軍事的な解決はなく、国連安保理決議第2254号及びジュネーブ・コミュニケを基礎とする、交渉を経た政治的解決に代わる手段はないことを再確認する。我々は、2018年9月の停戦合意にもかかわらず、過去数週間にイドリブの緊張緩和地帯におけるシリアの軍事行動が激化し、犠牲者が生じていることに、増大する懸念とともに留意する。この点について、我々は、シリア問題担当国連特別代表の職務に対する強い支持を改めて表明する。我々は、政治プロセスを支援し、シリア及び地域における重大な人道上及び強靱性を向上させるためのニーズに対処するために2019年3月12日から14日にブリュッセルで開催された「シリア及び地域の将来の支援に関する第3回会合」の結果を歓迎する。我々は、シリア国民の苦しみを緩和し、テロリズムに終止符を打ち、シリア社会の全ての構成要素を保護し、また地域の安全保障に脅威を与える外国軍事勢力の撤退を確保することにつながるシリア紛争の包摂的な政治的解決に至るための、一致した外交的取組を国際社会に対して要請する。この取組は、安全で、自発的かつ尊厳ある形で行われる国内避難民や難民の帰還に資する環境を可能にする、シリアにおける真剣な改革を目的とすべきである。これは、全てのシリア人の参画を確保し、このプロセスにおける女性の参画を支援する、国連監視下での自由かつ公正な選挙に向けた道筋を整えるものであるべきである。我々は、信頼できる政治プロセスが強固に実施される時においての

み、シリアの復興を支援する用意がある。その間、我々は、体制及び体制の支援者に対し、人道上の諸原則に従って、最も高いレベルの保護を民間人に与え、即時、安全、継続的かつ阻害されない人道アクセスの確保を要請する。我々は、化学兵器の使用及び適用可能な国際人道法や国際人権法を含む国際法の違反に責任ある者の責任追及に固くコミットし、適切な国際刑事司法、調査メカニズム及び移行期の司法メカニズムの活動を支援することを誓う。

23. 我々は、共有の経済的、外交的、文化的及び安全保障上の協力を基礎とした、イラクとの長期的パートナーシップへのコミットメントを表明する。我々は、イラクの一体性、主権、領土保全を支持及び強化することの重要性を強調する。我々は、共通の国家アイデンティティと包摂的な市民権の紐帯を基礎としてイラクの全てのコミュニティの和解を促進することの重要性を認識する。我々は、イラク当局、国連及び対ISILグローバル連合による、解放地域における治安、安定及び基本的サービスを回復し、また国内避難民が現地に統合でき、又は安全に、尊厳ある形で、自発的に帰還できるよう国内避難民に支援を提供する取組を引き続き支持する。我々は、継続する ISIL のテロ脅威に対する戦いを支援し続ける。我々は、国際連合イラク支援ミッション (UNAMI) の活動及び包摂的なガバナンスを促進し、支援するための国連の取組を称賛する。我々は、現在進行中のISILのテロの脅威に対する闘いを引き続き支援していく。我々は、ISILによる犯罪の証拠が安全に収集され、ISILの犠牲者に対して正義がもたらされることを確保するため、イラク政府と協力しつつ、国際連合のISIL責任追及捜査チームの活動を引き続き支援する。我々は、2018年5月12日のイラク議会選挙を称賛し、新たなイラク当局を祝福する。我々は、イラクに対し、治安の維持やテロとの闘いを含む全てのイラク人のニーズに応えるため、組閣を完了させることを促す。我々は2018年2月のイラク復興のためのクウェート会議の成果を支持し、その早期実施を求める。我々は、女性、平和、安全保障に関するイラクの新たな国家行動計画に十分に予算が割り当てられ、国家及び各県のレベルで実施されることを確保することをイラクに求める。我々は、前向きな職務上の関係を発展させる上でのイラク政府とクルディスタン地域政府による最近の進展を歓迎し、イラク・クルディスタン地域での最近の選挙を歓迎し、エルビル及びバグダッド双方で早期に組閣が完了することを期待する。

24. 我々は、2018年12月にイエメン政府及びホーシー派によって達成され、国連安全保障理事会決議第2451号によってエンドースされた合意並びに国連安保理決議第2452号で決定された国連ホデイダ合意支援ミッションの創設を歓迎するとともに、各当事者が各々のコミットメントを適時に履行することが極めて重要であることを強調する。我々は、国連特使の努力に対する全面的な支持を再確認しつつ、合意されたホデイダにおける安全保障措置が直ちに履行され、紛争終結のための包摂的かつ持続可能な政治的解決を達成すべく、全ての当事者に対して国連特使に建設的に関与することを求める。我々は、イエメンの団結、主権、独立、及び領土的一体性へのコミットメントを再確認し、テロ組織に繁栄する場を与えるようなイエメンの分裂が進行していることへの懸念を表明する。我々は、人道状況の継続的な悪化に対する深刻な懸念を改めて表明する。我々は、全ての当事者が文民の保護を保証し、均衡性原則及び区別原則に関するものを含め、適用可能な国際人道法及び人権法を完全に遵守することを改めて求めるとともに、人道支援物資及び商業物資の全ての港湾及び国内各地域への迅速かつ妨げられない通過を確保することを求める。我々はさらに、全ての地域諸国に対し、標的を絞った国連武器禁輸措置の実施を支持し、右禁輸措置に対するあらゆる違反を非難することを求める。我々は、ジュネーブにおける最近のイエメン・ハイレベルプレッジング会合の結果を称賛するとともに、全てのドナー国に対し、2019年イエメン人道対処計画に十分に拠出することを求める。

25. 我々は、テロ組織や武装民兵への継続的な支援を含む、イランによる地域不安定化活動を深刻に

懸念する。我々は、イランに対して、イエメンにおける緊張緩和により積極的に貢献すること、関連する全ての国連安保理決議を実施すること、レバノンやシリアといった国における特定の非国家主体に対する軍事的、資金的及び政治的支援を止めること、全ての関連の国連安保理決議を履行すること、またあらゆる直接的、間接的な形で弾道ミサイルに関する専門知識並びにドローン及びミサイル能力の拡散を防止することを求める。我々はイランに対して、地域の安全を損ない得るあらゆる行動を控え、平和的な政治的解決に向けた取組に貢献することを求める。我々はさらに、イランが締約国である関連する国際条約を履行し、人権及び基本的な自由を完全に尊重することを求める。

26. 我々は、イスラエルとパレスチナ間の紛争について意見交換を行ったが、明らかな相違が見られた。我々は、この紛争はあまりに長く継続しているとの信念において引き続き団結している。我々は、両者の平和及び安全を確保する、交渉による解決の実現を目的とした、イスラエル・パレスチナ間の実質的な和平協議の再開を支持する。この枠組みにおいて、地域のステークホルダーは、平和を追求する上で中心的な役割を果たすことができ、有意義な交渉のための条件を維持する上で両者を積極的に支援することができる。我々は、繰り返される暴力行為並びにテロ及び暴力の扇動を強く非難する。我々は、ガザ地区における深刻な悪化する人道状況及び治安情勢に対処することの重要性を強調する。我々は、国際社会の多くのメンバーによる国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)に対する継続的な支援に留意する。

27. 我々は、アフリカにおける平和と安全保障、経済成長と発展、人権の尊重とグッド・ガバナンスの関連性を認識する。我々は、それゆえ、アフリカのオーナーシップに基づいたアフリカ全土での平和と持続可能な経済開発並びに持続可能な開発目標(SDGs)及びアフリカ連合(AU)アジェンダ2063の実施を支援するための、アフリカ諸国との二国間及び多国間パートナーシップに投資するとのコミットメントを改めて表明する。このように、我々は、ビアリッツ・サミット及び共有するアジェンダに関するアフリカのパートナーとの有意義な対話を期待している。我々は、アビジャンでのAU・EU首脳会議、G20アフリカン・コンパクト・イニシアティブ、アフリカ開発会議(TICAD)等、アフリカとの二国間・多国間パートナーシップの文脈でなされたコミットメントの実施における進展に向け取り組んでいく。

28. 我々は、マリにおける和平・和解合意の履行を支援するマリ多面的統合安定化ミッション(MINUSMA)の活動を評価し、サヘル地域で活動する他の国際部隊の対テロ・マンデートとのMINUSMAの補完性を認識する。マリにおける同合意の履行の一定の進展について前向きに留意し、全ての署名者が完全な履行に向けた早急な取組を追求する必要性を強調する。我々は、G5サヘル合同部隊の運用における取組を歓迎し、G5サヘル諸国による、テロとの戦いのみならず、地域の安定と開発の前進における地域協力を改善する取組を引き続き支援する。我々は、2018年7月にセバレで発生した合同部隊司令部へのテロ攻撃以降、活動を再開した同部隊により実施された作戦を歓迎する。我々は、G5サヘル合同部隊への支援に加えて、同地域諸国への防衛及び治安分野の能力への支援を継続していく。我々は、全ての活動においてG5サヘルが人権を尊重する必要性を強調する。我々は、ブルキナファソ及びチャド湖地域の情勢、特にナイジェリア北東部の情勢悪化を懸念する。我々は、ボコ・ハラム及びISIL・西アフリカとの闘いに従事する、チャド湖流域委員会及び多国籍合同軍(MNJTf)を支援することのコミットメントを改めて表明する。かかる観点から、我々は、チャド湖地域委員会の安定化戦略を歓迎し、2018年9月にベルリンで開催され、21.4億ドルのプレッジが表明されたチャド湖地域国際会議において合意された国際社会による支援を歓迎する。我々は、国際社会に対して、MNJTf及び加盟国への支援を増加し、MNJTf及び右加盟国に対して、ISIL・西アフリカへの対抗のための軍及び警察並びに安定化の取組を強化し、



治安、ガバナンス及び地域経済を回復することを求める。我々は、不安定化を助長する国家横断的な犯罪及びテロへの資金支援と闘う上で、関連する全てのパートナーによる継続した取組を求める。我々は、90億ユーロを提供し、若年層の教育、農業及び基本的サービスへのアクセス等の主要な分野で600件以上の事業を策定したサヘル同盟を通じたものを始めとした、よりよい調整及び開発支援実施の加速化にかかる、G7のいくつかの諸国の努力を歓迎する。我々は、若年層及び農村地帯での雇用への投資、特に、域内の各国及びコミュニティの強靱性強化を通じたものの必要性を強調する。我々は、G5(及び域内の他の政府)及び開発パートナーによる、相互の説明責任のための枠組みを強化し、またその取組の中で治安と開発の関連性を強化する必要性を認識する。

29. アフリカの角の戦略的役割並びに同地域の安定がアフリカ大陸全体と中東及びインド洋西部両方における平和のために重要であることに鑑み、我々は同地域における新たな動向及びエチオピアとアフリカの角地域諸国との間の関係の改善を歓迎する。我々は、エチオピアにおける改革の継続的な進展、エチオピアとエリトリアの間の和平合意の履行及び二国間関係の正常化を視野に入れたエリトリアとジブチの間の対話を奨励する。地域の社会的、経済的成長及びアフリカの角諸国のより深化した統合を促進するべく、この新たな前向きな動向は、奨励され、支援されるべきである。我々は、この点に関する多国間金融機関及び国際社会の役割に留意する。

30. 我々はまた、アフリカ連合ソマリア・ミッション(AMISOM)からソマリア治安部隊への、段階的かつ条件に基づく、目標期限を明確にした形での治安責任の移行を支持する。我々は、AMISOMへの持続可能で補完的な資金源を特定するための取組の必要性を強調する。我々は、ソマリアの政治的和解についての合意がなければ長期的な安定に向けた進展はあり得ないことを強調しつつ、ソマリア連邦政府と連邦構成州との間の対話を促進する。我々はまた、ソマリア連邦政府、国連及びその国際的なパートナーの間の、相互のコミットメント及び信頼に基づく協力を促進する。

31. 南スーダンについて、我々は、和平プロセスにおける進展を歓迎し、再活性化された衝突解決合意(R-ARCSS)の署名に留意する。包括的な和平の計画が持続的な平和につながるような形で完全に実施されることを確保するためには、全てのステークホルダーによって更なる措置がとられる必要がある。我々は、文民を保護し、人道上のニーズを支援し、和平合意を実施する上での国連南スーダンミッション(UNMISS)の死活的に重要な役割を認識する。我々は、ジェンダーに基づく暴力、紛争に関連する性的暴力及びその他の人権侵害が依然として根強く存在することを引き続き深く懸念する。我々はまた、全ての地域機関や地域大国、特に和平合意の保証人としてのウガンダとスーダンに対し、和平プロセス並びに国連による制裁及び武器禁輸の実施を引き続き支援することを奨励する。

32. 我々は、スーダンにおける緊急事態宣言を深く懸念し、抗議行動に対するスーダン政府の対応に関連して人々の命が失われたことに愕然としている。我々は、平和的な集会、結社及び表現の自由の重要性を想起しつつ、スーダン政府に対して、憲法を尊重し、自制し、暴力に訴えることを控え、抗議者たちの正当な要求に関与することを求める。

33. 我々は、2月6日にバンギにおいて、中央アフリカ共和国における平和と和解に向けたAUロードマップの枠組みの中で、中央アフリカ共和国政府と武装勢力間で署名された和平合意を歓迎する。この署名は、包摂的な政府の指命、地方分権化及び全土における国家権力の再構築、移行期の司法メカニズム、武装勢力の動員解除及び武装解除・動員解除・再統合・本国帰還(DDRR)プロセスへの参加をもたらす。

本合意は中央アフリカ共和国における平和と安定に向けた主要な一歩である。我々は、国連中央アフリカ多面的統合安定化ミッション(MINUSCA)の活動、特に文民を保護し、和平プロセスを実施し、人道支援アクセスを促進し、法の支配を支援する取組を称賛する。我々は、全ての地域の関係者及び中央アフリカ共和国の国際的なパートナーに対して、迅速かつ実効的な和平合意の実施を求める。

34. 2018年12月、コンゴ民主共和国の選挙により、コンゴの人々は、変化への願望を力強く、平穩裡に表明することができた。しかし、我々は、選挙プロセスの透明性に関する疑問に留意する。我々は、選挙期間中に表明されたコンゴの人々の願望が、チセケディ大統領が示した野心的なロードマップの実施を通じて、また、包摂的な政府の関与によって達成されることを期待する。我々は、コンゴ当局に対し、地域の主体と協力して、ジェンダーに基づく暴力に対処するための措置を含む、コンゴ民主共和国における平和、安定及び発展の定着のための努力を強化することを引き続き奨励する。我々はまた、民間人の保護を確保し、コンゴ民主共和国政府による安定と平和の定着に係る取組を支援する上での、国連コンゴ民主共和国安定化ミッション(MONUSCO)の重要な役割を認識する。我々は、武装勢力間の継続的な紛争によりコンゴ民主共和国東部で不安定と暴力の状況が蔓延していることを引き続き深く懸念する。我々は更に、北キヴ州及びイトゥリ州でのエボラ出血熱の流行を懸念する。

35. ジンバブエについて、我々は、抗議者に対する実弾の使用、広範な逮捕及び民間人に対する物理的及び性的暴行に関する報告を含め、ジンバブエ治安部隊による、1月の燃料価格に対する抗議運動に対する均衡を失した力の行使を大いに懸念していた。我々は、ジンバブエ政府に対し、迅速にかつ信頼性のある形で、全ての人権侵害に関する嫌疑を調査することを求める。我々は、政治的、経済的改革へのムナンガグワ大統領のコミットメントを歓迎し、同大統領に対し、改革の迅速な実施を奨励する。

36. 平和維持のための行動(A4P)イニシアティブ及び国連PKO活動に関する共同コミットメント宣言に基づき、我々は、アフリカ大陸における平和と安全に関する問題において、より大きなオーナーシップを発揮するアフリカ連合の取組及び野心的目標を歓迎する。また、この文脈において、我々は、2020年までの紛争のないアフリカの実現に関する国連安保理決議第2457号が2月27日に採択されたことに留意する。我々は、事案ごとで、限定された期間において、当初から確定された撤退戦略のもとに、明確かつ集中的な攻撃を行うマンデートを履行すべく、迅速に展開することができ、国家機関の再興又は対テロ活動等の平和執行活動を実施する、効率的かつ効果的な平和支援活動を設立するためのアフリカ連合の努力を称賛し、奨励する。

37. 我々は、アフガニスタン及び近隣の安定に対する継続的な脅威を懸念する。我々は、本年9月の大統領選挙の準備を引き続き支援する。我々は、全ての地域及び国際的なステークホルダーに支えられた、アフガニスタン主導の、アフガニスタン自身の包摂的なプロセスの一部たる、アフガニスタンのための政治的かつ交渉による解決へのコミットメントを改めて表明する。持続可能な政治的解決を確保するためには、国家機関及び全ての和平交渉への女性の有意義な参画が不可欠である。我々は、暴力を終結し、国家を超えるテロとの関係を遮断し、アフガニスタン憲法に記されている、全てのアフガニスタン市民の権利、とりわけ女性及び少数者の権利を保護するあらゆるアフガニスタン当事者間の紛争に対する和平合意を尊重し、支持する。我々は、「平和と安全のためのカブールプロセス」第2回会合においてガーニ大統領が発表した、タリバーンとの無条件の和平対話のための包括的な提案を含む、アフガニスタン政府のイニシアティブを歓迎し、支持する。我々は、タリバーンに対し、アフガニスタン政府と直接関与することにより、現在の和平の機会を活用することを要請する。我々は、対立している党派間の対話及びアフガニス

タンの和平を進展させることを目的とするハリルザード米和平担当特使の努力及び国連や地域のステークホルダーによるその他のイニシアティブに勇気付けられている。我々は、和平プロセスの期間、そして和平合意の後にも、アフガニスタンにおける和平、安定及び経済発展を支援することに引き続きコミットする。

38. ベネズエラにおける民主的憲法秩序を回復し、ベネズエラの人々の権利を保護することが緊急の課題である。我々は、ベネズエラにおける基本的な民主的原則の尊重の欠如並びに2018年の大統領選挙プロセス及び結果に正統性がないことを非難する。我々は、それゆえ、ベネズエラ憲法に従った、平和的、民主的な政権移行を求める。我々は、自由で、透明性があり、かつ信頼できる新たな大統領選挙が、国際的に受容されている民主的基準に従って選挙がなされることを確保するための取決めが整備され次第、緊急に実施されることを求める。我々は、深刻な人権侵害に関する多くの信頼できる報告並びに拡大しつつある経済危機及びその人道的影響を深く懸念する。我々は、悪化の一途をたどるベネズエラのインフラに留意する。そのような状況は、3月初旬以降続いており、一部の地域に引き続き影響を与えている断続的な全国的停電により実証されている。基本的サービスへの不十分なアクセスは、ベネズエラの人々の苦しみを一層悪化させており、いくつかの死亡例をもたらした。このような状況は、特に非常に脆弱な状況にある高齢者、女性及び子どもを始めとする住民に深刻な影響を与えており、結果としてベネズエラから他の域内国への避難民の大きな波をもたらしている。我々は、危機の影響下にある人々の基本的なニーズへの対処を支援するため、国際的な人道原則に則り、ベネズエラへの国際人道支援を提供する緊急のアクセスを求める。我々は、既に危険な状況を一層悪化させかねないロシア軍のベネズエラへの展開を懸念する。我々はまた、ベネズエラの人々が、悪化する危機に対して、平和的、民主的かつ持続可能な解決を実現することを支援するために、国際社会に対して、強固な、原則に基づく立場を共同でとることを求める。

39. 我々は、ニカラグアにおける政治情勢及び人権及び基本的自由に対する現在進行中の侵害を深く懸念する。これは、多くのニカラグアの人々に、近隣諸国へ逃避することを強制している。我々は、ニカラグア政府に対し、現在の状況に終止符を打つため、全ての関係当事者との間で、善意に基づく、包摂的な、国際社会に支持された国民対話を進めることを奨励する。

40. 我々は、ハイチにおける継続的な社会不安及びハイチの人々の苦しみを懸念する。我々は、ハイチ当局に対し、ハイチに悪影響を及ぼしている根本的問題の永続的解決策を実施することを目的とした、建設的及び包摂的な対話に関与することを求める。

41. 我々はミャンマーにおける永続的な平和及び民主的な政権移行を支援し、ミャンマー、特にラカイン州北部のみならずカチン州及びシャン州における人権侵害の説明責任を促進することに引き続きコミットしている。我々は、国連システムを通じて国際的に、またASEANを始めとした重要な機関を通じて地域的に、我々の取組を調整することの重要性を認識する。これら双方は、いずれもこのような目標を達成する上で重要な役割を果たしている。我々は、ミャンマー軍とアラカン軍の間での最近の暴力のエスカレーションに関する深刻な懸念を表明し、ミャンマー当局に対し、人道支援機関に完全なアクセスを与えることを求める。我々は、全ての当事者に対し、自制し、現地住民の保護を保障することを求める。我々は、ミャンマー軍に対し、特にカチン州及びシャン州のための停戦に対する歓迎されるべき自身のコミットメントを尊重することを奨励し、全ての当事者に対し、現場における緊張を緩和させることを奨励し、また、国内避難民の安全かつ自発的な帰還につながり、それが恒久的な合意となるよう、停戦が4か月を超えて延長

されることを要請する。ロヒンギャ難民及び避難民の安全、自発的で、尊厳ある形の、持続可能な帰還に資する状況を作り出すために、重要な進展が求められる。我々は、ミャンマー当局に対し、紛争の影響を受ける全てのコミュニティへの人道支援機関による安全かつ阻害されないアクセス、並びに国連機関及び国際機関が2018年6月の合意覚書の条件に従って帰還を監視するための阻害されないアクセスを直ちに認めることを求める。また、我々は、ミャンマー当局に対し、コフィ・アナン氏率いるラカイン州助言委員会の勧告の遅滞なき実施及びミャンマーにおける紛争に関連する性的暴力に対処するための同委員会と国連の共同コミュニケの実効的な実施を求める。我々は、ラカイン州における残虐行為に関する責任追及に向けた明確な道筋を策定することの重要性を強調し、ミャンマー当局に対し、独立調査団の独立性及び信頼性を実証すること、また責任追及のための関連する国連メカニズムと十分に協力することを求める。我々は、国連事務総長特使の活動を歓迎し、同特使に対し、具体的かつ測定可能な進展に関する、全てのステークホルダーが関与するミャンマー当局との対話を追求することを奨励する。我々は、人道支援及び災害管理のための ASEAN 調整センターの動員を歓迎し、専門知識及び経験を提供できる UNHCR を含む、ミャンマーの全ての国連関係機関との緊密な連携を奨励する。バングラデシュの負担を認識し、また今日までのバングラデシュの対応を歓迎しつつ、我々は、バングラデシュ政府に対し、難民及び難民を受け入れるコミュニティへの支援を引き続き提供することを奨励し、国際社会に対し、支援を提供することを求める。我々は、ジャーナリストの逮捕及び投獄を深く懸念する。ジャーナリストは、自由に、かつ脅迫の恐怖なしに活動することを認められなければならない。報道の自由及び法の支配は、あらゆる民主的社会の基礎である。

42. 我々は、6か国の西バルカンのパートナーの安全保障、安定、繁栄及び欧州連合への視点についての共有のコミットメントを再確認する。このため、我々は、必要な国内改革、特に法の支配に関する改革を前進させることの重要性を強調する。我々は、この地域における和解の好例となったプレスパ合意を締結したギリシャ政府及び北マケドニア政府を称賛する。EU仲介による対話を通じたセルビア・コソボ関係の効果的かつ包括的な正常化なしには、この地域に持続的な安定はあり得ない。我々は、コソボとセルビアに対し、それぞれがヨーロッパへの道を進むために、建設的に関与し、包括的かつ法的拘束力のある合意を通じて両国関係を完全に正常化することを要請する。

43. 我々は、ウクライナの主権、独立及び国際的に認められた国境内における領土的一体性への揺るぎない支持を改めて表明する。これは、ロシアによるクリミア併合の主張を認めないことを含む。ロシアの行動は国際法違反である。我々は、危険な形で緊張を高めた、ケルチ海峡及びその周辺海域におけるロシアのウクライナに対する行動に関して、最大限の懸念を表明する。ウクライナの船舶及び海軍要員に対するロシアの軍事力の使用は正当化し得ない。我々は、自制、国際法の適切な尊重、そして更なるエスカレーションの防止を要請する。我々は、ロシアに対し、拘留された乗員及び艦船を解放し、ケルチ海峡の合法的な通航への阻害を差し控えることを求める。我々は、クリミア半島における悪化した人権状況を引き続き非難する。我々は、5年近くにわたってウクライナ東部に蔓延している困難な治安状況及び人道状況に対する最大限の懸念を表明するとともに、ノルマンディー・フォーマット内部及び欧州安全保障協力機構(OSCE)によるウクライナ東部における紛争の解決に向けた努力を完全に支持する。我々は、ウクライナの領土的一体性の回復を目的としたミンスク合意の下でのコミットメントの当事者による完全な履行を通じたものが、紛争の平和的で持続可能な解決が達成されうる唯一の方法であると確信する。ロシアは自らが支援する代理勢力を通じて疑いの余地なく関与しており、主要な責任を有する。我々は、経済制裁の継続は、ミンスク合意の下でのロシアのコミットメントの完全な履行に完全に関連付けられていることを想起する。制裁は、ロシアがこれらのコミットメントを真に履行した場合にのみ縮小され得る。しか

し、我々はまた、ロシアの行動に応じて必要ならば、更なる制限的措置をとる用意がある。

44. 我々は、ウクライナの改革への支持を再確認し、また、特に地方分権化及び経済成長面における現在までの措置に勇気付けられている。我々は、ウクライナ政府に対し、既に着手された、人々が要求する改革の道筋に沿って、継続的で明確な進展を遂げることを要請し、2019年7月2日から4日にトロントにおいて開催されるウクライナ改革会議を歓迎する。我々は、駐ウクライナG7大使グループへの完全な信頼を改めて表明するとともに、改革の実施を監視し、及び支持する上での、このグループの役割を認識する。我々は、国家の汚職対策制度の能力と信頼性の構築、検事総局改革、国家安全保障法及び民営化法の実施、中央選挙管理委員会の独立性の強化、保健改革及び、特にガス・電力セクターにおけるアンバンドリングの完了を始めとしたエネルギー改革を含め、このグループが起草した2019年の主要優先課題を完全に承認する。我々はまた、ウクライナ当局に対し、汚職に対する闘い、法の支配の強化、メディアと市民社会の自由の保護の分野における自らのコミットメントを引き続き追求することを奨励する。我々はまた、ウクライナ当局が選挙において、公正で、自由で、透明性のある、包摂的な投票を確保することを期待する。

45. 我々は、ルールに基づく国際秩序を保護し、促進することにコミットする。これは、他の諸国の民主的システムへの介入を含む、無責任な、不安定化を招くロシアの悪意ある行動パターンに立ち向かうものである。我々は、ロシアに対し、自らの国際的な義務を果たし、国連安全保障理事会常任理事国としての自らの責任を果たし、国際の平和及び安全を堅持するとともに、特定地域に対する武器禁輸措置を尊重することを求める。我々は、サイバーセキュリティ、戦略的コミュニケーション、防諜活動の分野におけるロシアからのその他の脅威に対処する我々の能力を引き続き強化していく。我々は、インテリジェンスにより主導される敵対的なロシアの活動を抑制し、我々の集団的安全保障を強化するためにとられる行動を歓迎する。それにもかかわらず、我々は、地域における危機及びグローバルな課題に対処する上で、ロシアへの関与を継続していく。我々は、ロシアにおける深刻な人権状況についての懸念を強め、人権の擁護者として連帯して立ち上がり続ける。我々は、市民社会のメンバーに関与し、人的接触を持つことにコミットする。

46. 我々は、書面の形で報告されているような北朝鮮における人権侵害を引き続き深刻に懸念する。我々は、北朝鮮に対し、北朝鮮の全ての人々の人権を尊重し、特別手続並びに食料安全保障及び栄養に関する国連事務総長特別代表を含む全ての関連国連機関と協力し、拉致問題を即時に解決することを求める。我々は、自らの人々の福祉よりも違法な大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画を優先するとの北朝鮮の体制による選択の結果である、北朝鮮の危険な人道状況を引き続き深刻に捉えており、食料、清潔な水及び医療へのアクセスを優先することが必要であることを強調する。そのため、我々は、人道支援が国連安保理決議及び人道原則に従って提供されるべきであることを改めて表明する。

47. 我々は、自由で開かれたルールに基づく国際システムへの中国による責任ある参画を奨励するとともに、環境保護や平和維持のような、国際公共財及び国際安全保障への重要な貢献を行うことができる中国の能力に留意する。我々は、地域及び国際の平和と繁栄に対する課題を解決するための、特に朝鮮半島及びWTO改革についての中国の完全な協力があれば、それを歓迎する。我々は、外国市民の恣意的な勾留及び量刑を始めとした、最近の中国当局による恣意的な行動を深刻に懸念する。我々はまた、中国が外交関係に関するウィーン条約及び同条約第39条2項に規定されている免除を尊重する必要があることを強調する。我々はまた、国連憲章に規定された人権及び基本的な自由の尊重の必要性を強調

する。我々は、新疆の状況、強制収容所の大規模なネットワークの存在、特に少数民族や一定の宗教グループのメンバーの基本的権利及び自由の欠如、そしてチベットの状況を懸念する。我々はまた、法の支配及び公平な裁判の保障の欠如、恣意的な勾留並びに人権活動家及びその家族に対するハラスメント及び報告されている虐待と拷問の事案を懸念する。我々は、庇護申請者の北朝鮮への強制送還を控えることや、中国を經由して移動する北朝鮮の庇護申請者に安全な通行を認めることを含め、庇護申請者への対応にあたり、北朝鮮における有害な人権状況を考慮する必要性を強調する。我々は、外国企業に対して問題をもたらす、中国の産業戦略、投資慣行、不適切な知的財産保護並びに海外直接投資及び技術ライセンスに対する制限、外国ビジネスにとって障壁となる広範にわたる行政規則及び非公式な慣行を中心とした懸念を共有する。我々は、中国に対し、商業部門に対して競争上有利な立場を与える意図のもと行われる、サイバーにより可能となる知的財産の窃取を始めとした、悪意のあるサイバー活動に従事しないことへの自身のコミットメントを堅持することを奨励する。

48. 我々は、インドとパキスタンの間で最近高まっている緊張を懸念する。我々は、緊張を更に高めることは望まないという意思を両国が公に表明したことを歓迎する。我々は、パキスタンに対し、テロとの闘いへのコミットメントを実証するために、ジェイシュ・ムハンマド(JeM)を含むテロリスト集団に対する、即時の目に見える、継続的行動を更にとることを奨励する。我々は、プルワマにおける攻撃を行った者が責任を負うことを確保するために活動していく。我々は、テロとの闘いの国際的取組の一部として、JeMの指導者であるマアスード・アズハールの制裁対象リストへの掲載を支持し、引き続き追求していく。

#### 軍縮・不拡散

49. 我々は、国際的な平和と安全保障を促進し、より安全で安定した世界のための環境を作り出すために協力し、またパートナーと協力することにコミットしている。国際的な安全保障環境においては、不拡散・軍縮分野に影響を及ぼす重大な課題が引き続き存在する。

50. 我々は、危険で不安定化させる手法でルールに基づく国際秩序に挑戦しようとするいかなる試みも最も強い表現で非難する。我々が、より幅広い国際社会とともに、大量破壊兵器(WMD)及びその運搬手段の生産、使用及び拡散を防止するための調整されたアプローチを採用し、不拡散規範の重要性を再確認することが不可欠である。

51. 我々は、北朝鮮に対し、いかなる挑発行為も回避するよう促すとともにし、非核化に関する米国との議論を継続することを求める。我々は、朝鮮半島及びその域外の平和と安定のため、北朝鮮の生物・化学兵器を含む全ての大量破壊兵器及び関連する運搬システムの計画並びにあらゆる射程の弾道ミサイルのみならず、関連計画及び施設の完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄を実現するとの目標に引き続きコミットする。その関連で、我々は、2月27日及び28日にベトナムで行われた米朝首脳会談でも明らかになったように、取組を続ける米国の意欲を歓迎し、その取組を支援する用意ができています。我々は、北朝鮮が、非核化に向けた、具体的、そして検証された行動をとっていないことに遺憾の意を表明するとともに、北朝鮮に対し、国際的な義務を遵守し、果たすとともに、そうした行動を実施するよう求める。我々は、北朝鮮が早期にNPT及び国際原子力機関(IAEA)の保障措置協定に復帰し、化学兵器禁止条約(CWC)に加盟するよう求める。我々は、最大限の圧力を維持することにコミットし、北朝鮮の非核化まで現在の制裁体制を引き続き支持する。我々は、特に、禁止された石油の「瀬取り」並びに石炭及び他の国連が禁止する物品の販売を含む違法な海上での活動や悪意のあるサイバー活動を通じた、北朝鮮の制裁を回避する戦術に対抗することに更にコミットする。この目的のため、我々は、全ての国に対し、国

連安保理決議第2397号を含む関連する国連安保理決議の完全な履行を要請する。我々は、全ての国に対し、収入を得ている北朝鮮籍の海外労働者を2019年12月までに送還する義務があることを想起する。我々は、国連安保理決議第1874号に従い設置された専門家パネルによる最新の報告書に示されているとおり、これらの決議を未だに履行していない国があることに緊急の懸念をもって留意する。我々は、能力構築、拡散対抗及び拡散金融に関し、引き続き連携する意図を有する。

52. イランの核 我々は、イランによる核兵器への全ての道を恒久的に否定すること、NPT及び特に追加議定書を始めとしたIAEAの保障措置のもとでの義務を含む義務や国際的コミットメントをイランが維持することを確保することにコミットする。我々は、イランによるNPTに関連する保障措置上の義務及びその他のコミットメントの遵守を確保することを支援するため、極めて重要な監視及び検証作業を実施している国際原子力機関(IAEA)を強く支持する。我々は、国連加盟国に対し、IAEAがこの極めて重要な役割を果たすために必要な資金を得られるよう、IAEAへの任意拠出を求める。

53. イラン弾道ミサイル 我々は、国連安全保障理事会決議に合致せず、地域の緊張及び不安定性の高まりの要因となっている、イランによる弾道ミサイル活動を深く懸念する。我々は、イランに対し、核兵器の運搬が可能となるよう設計された弾道ミサイルに関する活動(そのような弾道ミサイル技術を使用した発射を含む。)を即時停止することを要請する。さらに我々は、イランに対し弾道ミサイル技術の国家及び非国家主体への非合法的な移転を即時停止することを要請する。我々は、イランの域内での弾道ミサイルの拡散及び非合法的な武器移転に対抗するため、引き続き取り組む意図を有する。

54. 我々は、核不拡散体制の礎石として、また核軍縮及び原子力の平和的利用の追求のための基礎としての、核兵器の不拡散に関する条約(NPT)の不可欠な役割を強調する。NPTの50周年を迎えるための準備を行うに際し、我々は、原子力技術の平和的応用の利益を広く共有することを促進しつつ、核兵器の拡散を制限し、軍縮を進める上でのその紛れもない成功を想起するとともに、2020年運用検討会議での意義ある成果に向けて取り組むという我々のコミットメントを再確認する。我々は、NPTにおいて国家が果たしてきた全てのコミットメントの永続的価値を強調する。現在の国際的な安全保障環境の制約に関わらず、我々は、全ての者にとって安全保障が損なわれないという原則に従って、特にNPTの下で、第6条を含め、現実的で具体的な措置を通じて追求されるべき、核兵器のない世界を究極的に達成するという目標に引き続き強くコミットしている。我々は、NPTの下で原子力エネルギーの平和的利用の持続可能性を確保するために、最高水準の原子力安全、核セキュリティ、及び保障措置を履行することを支持する。

55. 戦略的なリスク低減に向けた取組は、地域及び国際の安全への重要な貢献を構成する。特に、核ドクトリン(及び核態勢)に関する透明性及び対話、防衛当局間の対話、核兵器保有国間のホットラインに関する合意、「事故対応に係る措置」に関する合意、透明性及び通告訓練、並びにミサイル発射通告(及びその他のデータ交換)に関する合意は、戦略的なリスク低減の重要な要素を構成し、誤解及び誤算を回避することに寄与する。G7不拡散局長級会合(NPDG)は、2020年NPT運用検討会議を見据えたものも含め、戦略的なリスク低減措置に関する理解を向上させ、広げるための方策の模索を継続する。

56. G7のメンバーは、ミサイル拡散に対する関与の歴史を有し、1987年にミサイル技術管理レジーム(MTCR)を発足させる上での助けとなった。我々は、近年、短距離、準中距離、中距離及び大陸間弾道ミサイルに関連するものを含む、不安定化させ、洗練されたミサイル技術の拡散が加速していることを深

く懸念する。我々は、関連する全ての国連安全保障理事会決議、並びに、MTCR、弾道ミサイル拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範及び拡散に対する安全保障構想といった多国間の手段へのコミットメントを再確認する。我々が担う明確な責任を認識し、我々は、これらの技術の不安定化させる拡散に対抗し、また、ミサイル発射及び不法な移転を含むミサイルに関する国連安全保障理事会決議の履行を改善するべく、情報交換を促進し、認識の向上を促進し、協力を強化するための、違法及び／又は、不安定化させるミサイル活動ミサイル活動への対抗に関するG7宣言に合意した。この文脈において、我々は、北朝鮮及びイランを含め、国連安全保障理事会の制限下にある全ての国が、それぞれの国際的義務に対して引き続き責任を果たすことを確保するための決意を再確認する。

57. 我々は、米国がロシアは中距離SSC-8地上発射型巡航ミサイルの試射及び配備をしたとして、INF全廃条約の重大な違反状態にあると判断し、米国が同条約上の義務を停止し、条約第15条の下で条約当事国に対し書面で6か月前の所定の離脱通知を行うことを決定するに至らしめた懸念を共有する。我々は、同条約を維持するために、ロシアに対し、米国の離脱が効力を持つ前に完全かつ検証可能な同条約上の義務の遵守に復帰するよう求める。我々は、ロシアがそうできない場合には同条約の終了に帰結することを認識する。我々は、INF全廃条約により禁止されているミサイルのロシアによる開発及び配備が有する安全保障上の影響を注視し続ける必要があり、また、これに対応する必要があることに同意する。

58. 我々が最近の国家及び非国家主体による化学兵器使用の再出現によって危機的な状況に直面していることを想起し、我々は依然として、化学兵器の使用を懸念するとともに、特に、シリア、イラク、マレーシア及び英国での恐ろしい事件に留意する。我々は、ソールズベリでの化学兵器による襲撃を非難した2018年4月16日の共同声明を改めて強調する。我々は、我々の安全保障に対するこの共通の脅威と闘うことを決意する。我々は、いかなる化学兵器の使用も、いかなる場所においても、いかなる状況の下におけるいかなる者によるものであっても、許されないということを強調する。我々は、化学兵器を使用する者が責任を負うべきであるとの強い確信を表明する。化学兵器の使用に対する不処罰は決して許されない。この目的を達成するために、我々は、2018年1月に立ち上げられた化学兵器の使用の不処罰に対する闘いのための国際パートナーシップの作業を強く支持する。

59. 我々は、シリアにおける化学兵器の使用者を特定し、また、より広範な締約国の要望に応じるための仕組みの設置を含め、化学兵器禁止条約(CWC)の実施を強化することを目的として、2018年6月のCWC特別締約国会合で採択された措置を強く支持する。我々は、新しい使用者特定チームへの最大限の支持を再確認し、OPCWが、化学兵器の使用や拡散を阻止するための能力を構築する上で、全ての締約国とさらに関与を深めることを奨励する。我々は、ソールズベリで使用された物質を含む、2種類の毒性化学物質を化学物質に関するCWC附属書表1剤に追加するために、米国、カナダ及びオランダにより共同で提出された提案の採択を勧告するOPCW執行理事会の決定を歓迎する。

60. 我々は、世界中に存在する大量破壊兵器の拡散の脅威に対処する上で、証明された実効的なメカニズムとしての、大量破壊兵器及び物質の拡散に対するグローバル・パートナーシップへの強いコミットメントを再確認する。我々は、化学、生物、放射性、核(CBRN)物質へのアクセスを得たテロリストの脅威を依然として強く懸念するとともに、非国家主体による、いかなるCBRN物質及び兵器の取得及び使用も抑止することにコミットする。我々は、現在進行中の同グローバル・パートナーシップの必要性を認識し、31の活動的なメンバーが、化学、生物、放射線及び核不拡散並びにテロと闘うために、計画を策定し、活



動を調整することを継続する重要性を強調する。また、我々は、非国家主体が大量破壊兵器及びその運搬システムを開発、取得、製造、保有、輸送、移転もしくは使用することを阻止するための礎石としての国連安全保障理事会決議第1540号の重要性に留意しつつ、同決議の完全な実施を促進するための同グローバル・パートナーシップの取組を支持する。

61. SALWを含む通常兵器 我々は、通常兵器、特に小型武器及び関連する弾薬の、非国家主体による不法な移転及び不安定化させる蓄積が、世界の多くの場所において平和及び持続可能な発展を実現するための世界的な取組を損ない続けていることを認識する。我々は、武器貿易条約で求められているものを含む通常兵器及び汎用品の輸出入のための効果的な国家管理制度の促進を継続すること、並びに備蓄管理及び法執行協力の向上を支援することにコミットする。我々は、小型武器の流用との戦いと国際協力及び支援の強化に対する更なるコミットメントを表明した、第3回国連小型武器行動計画履行検討会議でなされた進展を歓迎する。我々は、西バルカン地域における国際的なドナー間の調整を改善し、協力を強化し、同地域における銃器の不法な取引を2024年までに削減させるためのフランスとドイツによる調整イニシアティブの設立を賞賛する。我々は、国連小型武器行動計画、武器貿易条約、銃器議定書及び国連軍備登録制度を含む、各国が参加する枠組みへのコミットメントの履行及び各枠組みへの援助における全ての責務を各国が果たすことの重要性に留意する。

62. 我々は、締約国による対人地雷の使用、保管、生産及び移転を禁止したオタワ条約の役割を認識し、第4回検討会議の成果に期待する。しかし、我々は、ミャンマーにおける対人地雷の継続的使用、また、シリア、イエメン、リビア、アフガニスタン及びウクライナにおける非国家武装集団が関与するものを含む紛争の結果として多くの死傷者が生じていることを依然として懸念する。我々は、地雷、爆発性戦争残存物、不発弾に対処する包括的な地雷除去活動に依然としてコミットしている。我々は、対人地雷や爆発性戦争残存物の男性及び女性、男児及び女児に対する異なる影響に対処し、地域社会における変化をもたらすものとして、女性及び女児のエンパワーメントを行う機会を活用するために、対人地雷行動プログラムを通じて行われている活動を賞賛する。

### テロリズム及び伝統的安全保障上の脅威

63. テロとの闘いは、引き続き最優先課題である。我々は、イラク及びシリアにおけるISILの領土喪失に祝意を表する一方で、反乱としての存在感を保ち、計画的攻撃と日和見的攻撃の両方を実施し、及び、領土を掌握しようとするテロ組織に対する持続的な勝利を確保するために、ISILの台頭の原因となった社会的、経済的、政治的条件に取り組むことに引き続きコミットする。この点に関して、我々は、対ISISグローバル連合とグローバル・テロ対策フォーラムが、ISILの再興防止のために果たすことができる重要な役割を認識し、テロ対策に係る我々取組において法の支配を堅持することへの我々のコミットメントに留意する。我々の社会に対するテロの脅威は消えていない。その領土の喪失にもかかわらず、ISIL及びアル・カイダは、その関連団体とともに、国際の平和と安全への脅威を構成し続けている。これらのテロリストグループは、ホームグロウンテロの脅威を高いレベルであおりつつ、作戦を遂行し、テロ攻撃を扇動する意思を引き続き有している。我々は、国連テロ対策オフィス(UNOCT)への支持を再確認し、国連グローバル・テロ対策戦略およびその他の関連決議の実施に際して、要請に基づき、国連システムが加盟国に対して協調したキャパシティビルディング支援の提供を確保するための国連グローバル・テロ対策調整コンパクトの立ち上げを歓迎する。

64. 我々は、司法プロセスにおける戦場証拠の利用に関する国際基準に特別の重要性を置いた国連安保理決議第2396号の履行の確保について特に強調したトロントにおけるG7外務・安全担当大臣の共同コミットメントに示されたとおり、外国人戦闘員を含むテロリストの国際的な渡航による脅威に対処するための政策を策定し履行することにコミットすると共に、事前旅客情報(API)及び乗客予約記録(PNR)データを利用するためのパートナー(国)の能力構築を支援し、及び、責任あるPNRデータの利用のための国際基準を設立するため国際民間航空機関(ICAO)と共に取り組むことにコミットする。我々は、適用可能な国内法及び国際法に整合する態様で、テロ行為について男性、女性双方のFTFに責任を負わせ、訴追の成功の可能性を最大化することの重要性を強調する。我々は、多数の帰還テロ戦闘員に対応し訴追する必要がある第三国において能力構築のプログラムを支援する用意がある。我々は、FTFが紛争地域に戻るのを防ぐために全力を尽くすことを決意する。我々は、子ども、若者、女性を含む、FTFの家族の移動問題に対処するための適切な対策を講じることをコミットする。

65. 我々は、国連安保理決議第1267号、直近のものとしてISILに関する国連安保理決議第2368号及びアル・カイダ制裁レジームを含む、その後継の決議、違法取引からの文化財保護に関する国連安保理決議第2347号、重要インフラの保護のための国連安保理決議第2341号並びにテロ資金供与の防止と闘いに関する国連安保理決議第2462号を含め、テロ資金供与に対抗する措置を引き続き支持する。我々は、テロ資金供与と闘うため国際的な行動及び協力を強化することにコミットする。我々は、新たな金融商品が悪用されるリスクを含む新たな脅威に対処する解決策を見いだす必要性を再確認する。この観点から、我々は、金融活動作業部会(FATF)基準及び上述の措置を実施することにコミットし、及び2018年4月25日から26日にパリで開催された「No Money for Terror」会合での最終宣言を歓迎し、並びに、2019年11月7日から8日に豪・メルボルンで開催される予定の会合に期待する。我々は、関連の国際条約に従って、テロリストグループが自らの活動のための資金調達や国内外で我々の国民に危害を加える手段として、身代金のために誘拐を活用することを防ぐという我々の決意を改めて表明し、全ての国家に対し、この問題に関する地域条約に加盟しているか否かにかかわらず、人質行為防止条約への加盟、及び、加盟国となっている条約等に基づく義務の完全な履行を要請する。

66. 我々は、テロ及び暴力的過激主義対策に関する伊勢志摩行動計画を実施するとコミットメント、テロ及び暴力的過激主義との闘いに関するタオルミーナ声明、イスキア声明、さらに外国人テロ戦闘員及び帯同する渡航者の管理に関するトロント・コミットメントへの支持を想起する。我々は、戦闘員を生み出し、通過し、及び目的地となる60の優先国が、渡航者のスクリーニングのために国際刑事警察機構(インターポール)データベースとそれら国々の陸海空の玄関口との連結性を強化するために行った支援における進展を歓迎する。我々は、国連グローバル・テロ対策戦略が、4つの全ての柱がバランスの取れた形で実施されること及び、国連が暴力的過激主義防止に関する国連事務総長の行動計画による勧告に従うことを確保することに取り組む。我々は、法の支配を促進し、確立された国内及び国際的な人権の規範及び義務を堅持しつつ、効果的かつ持続可能なテロ対策措置には、国内及び国際的な取組を組み合わせたグローバルなアプローチが必要であることを再確認する。我々は、暴力的過激主義者及びテロリストが、新たな人員を引きつけ、維持するために、ジェンダーに関する固定概念及びジェンダー・ダイナミクスを操作及び悪用し、及び、自らの目的を達成するために人身取引や強姦を含む性及びジェンダーに基づく暴力を利用することを認識し、並びに、責任ある者に責任を負わせることにコミットする。テロとの闘いにおいて効果的かつ持続可能な結果を得るためには、防止と撲滅のために、女性の視点と参画を含むジェンダーに配慮した措置が不可欠であることを認識し、我々は「女性・平和・安全保障」アジェンダを我々の対テロ政策及び計画に完全に結びつけることにコミットする。我々はまた、若者への特別な焦点を当てる

ことが、暴力的過激主義との闘いにおいて決定的に重要であると確信し、我々は、テロにつながる過激化の背後にある状況に取組み、また不平等と戦うこと等により、自国においてこの問題に取り組むことにコミットする。我々はまた、刑務所内で生じるものを含む過激化を検知及び対抗し、並びに、脱過激化の手段を策定する第三国の努力を支援することにコミットする。我々は、コミュニティの働きかけ及び強靱性に関するグローバル基金(GCERF)を含む、多国間組織のこれらの分野における活動を引き続き支援する。

67. 我々はまた、テロ及び暴力的過激主義の目的でのインターネットの使用に対処することへの我々のコミットメントを再確認する。我々は、テクノロジー企業に対し、テロリストによる過激化、扇動、暴力への勧誘及び攻撃の計画に向けた企てからユーザーを保護し、代替する肯定的な言説を作り上げつつ、暴力的過激主義者及びテロリストによる言説に対抗するために必要な措置の実施を奨励する取組を継続する決意を表明する。それらの措置の実効性を高めるために、我々の取組は、他のテロ及び暴力的過激主義対策のための介入と協調して実施されなければならない。

68. 我々は、個別に及び共同で、効果的な航空保安措置の実施をより一層促進し、航空に対する共通の脅威に関する世界的な理解を形成し、また世界の航空保安の義務を十分に果たし、他国もそのようにすることを支援するための取組を強化することに引き続きコミットする。この点に関し、我々は、国際民間航空機関(ICAO)が新たな世界航空保安計画を早期かつ実質的に実施し、2019年のICAO総会に向けて保安に焦点を当てることを全面的に支援する。同様に、我々は、ICAOに対し、本年、乗客予約記録(PNR)データをICAOの国際標準にするよう奨励する。我々はまた、ICAOに対して、航空保安に対する内部の脅威へ対処するために、監査プログラムの見直し及び措置の実施を求める。我々は、国際的な航空コミュニティの全ての活動的なメンバーのICAOフォーラムへの実質的な参加を支援する。政治的目的のために一定のメンバーを排除することは、航空の安全及び保安を傷つけるものである。我々はまた、運輸ネットワーク全体の保安の長期的で持続的な改良を提供することにコミットする。

69. 我々は、組織犯罪の問題に適切に取り組むため、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約(UNTOC)及びその付属議定書の締約国に対し、これらを効果的に実施することを要請する。この観点から、我々は、UNTOCのレビューメカニズムを設けるための決議案が採択されたことを称賛し、また、その完全な実施に貢献していくことにコミットする。さらに、G7諸国は、国際協力の一層の強化及び日本の京都で行われる第14回国連犯罪防止刑事司法会議の準備のために、第28会期国連犯罪防止刑事司法委員会へ積極的に貢献する。

70. 我々はオンライン上の子どもに対する性の搾取を国際的に対応すべき世界的脅威だと認識する。

71. 我々は、世界薬物問題に効果的に対処するためにこの10年間に遂げられた進展を賞賛する。2016年に開催された世界薬物問題に関する国連総会特別セッションの成果文書は、人権及び国際的な薬物規制制度の礎石を成す薬物に係る国際連合諸条約を完全に尊重する包括的かつ統合されたバランスのとれたアプローチの推進が重要であると認識した。これらのコミットメントは、ウィーンにて2019年3月14日から15日に開催された第62会期麻薬委員会閣僚級セグメントにおいて、今後10年間に向けて最近更新された。我々は、共通かつ共有された責任原則の重要性を主張するとともに、不正な薬物の生産及び取引を削減し、データ収集、調査及び情報共有を促進し、科学的かつ証拠に基づく予防と治療プログラム及び医療へのアクセスを支援し、刑事司法の対応の有効性を強化するための活動及び世界薬物問題にかかる国際的な議論において市民社会、科学界及びアカデミアの包摂を奨励するために、世界の

他の地域との協力を強化する。我々は、全ての国に対し、フェンタニルの生産及び規制物質としての分類に係る更なる規制への取組を遂行することを要求する。

72. 我々は、野生動植物の違法取引並びに違法伐採及び関連する取引を含む環境犯罪及び保全犯罪は、重大かつ増大する脅威をもたらす深刻な犯罪であることを認識する。我々は、国境を越えた法執行の強化及びこうした形態の犯罪に関連する腐敗への対策に共に取り組むことにコミットする。我々は、全ての国が、象牙を含む違法に取引された野生動植物及び野生動植物製品を扱う市場を閉鎖することを推奨する。我々は、環境犯罪と闘うためにG7安全保障担当大臣が行った提案を賞賛するとともに、それらの実施に貢献することにコミットする。

73. 我々は、その世界的な加盟国数と多様な法体系への適用可能性を認識しつつ、サイバー犯罪に対する法執行協力を支援する効果的な世界的枠組みとしてのサイバー犯罪に関する条約(ブダペスト条約)及び国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約(TOC条約)の重要性を強調する。我々は、未署名国に対し、ブダペスト条約への加入を奨励する。さらに、我々は、必要な条件及び保障措置を伴い、かつ、人権を全面的に尊重したブダペスト条約の追加議定書の交渉を通じたものを含め、法執行当局及び司法当局のためのデジタル証拠へのアクセスを促進するため、引き続き緊密に協働する。我々は、国連の中でサイバー犯罪に関する事項を扱うにふさわしい専門的知見を有する主要な機関である、サイバー犯罪に関する政府間専門家グループ(IEG)及び犯罪防止刑事司法委員会(CCPCJ)に対する我々の支援を再確認する。

74. 我々は、テロ対策及び国境を越える組織犯罪との闘いにおける国際協力を促進する上で、G7ローマ・リヨン・グループが果たす役割を強調する。我々は、ローマ・リヨン・グループが、国際刑事警察機構をはじめとする他のパートナーとともに、テロ対策や国境を越える組織犯罪との闘いにおいて実践的な成果を生み出す上で、より積極的な役割を果たすことを歓迎する。

### **紛争予防及び国連の取組への支援, 改革**

75. 我々は、世界中の暴力的紛争のかつてないほどの人的及び経済的コストを削減するための紛争予防の最優先の重要性を強調する。我々は、仲介などの予防外交、人権と説明責任メカニズムのより良い活用並びに紛争の根本要因、不安定及び脆弱性に対処するための開発活動を含む平和の継続性全体を包含する、より革新的、統合的かつ柔軟な紛争管理へのアプローチの必要性を強調する。この点に関し、我々は、複合的な地球規模の諸課題に対処する国際協力の必要性を強調する。我々は、気候変動と脆弱性作業部会の作業に謝意を表明するとともに、その報告書に留意する。

76. 平和の持続における国連の中心的役割を強調しつつ、我々は、グテーレス事務総長の国連改革に関するビジョンへの支持を再確認し、国連システムの効率性及び実効性を高めるための取組を歓迎する。我々は、国連が、暴力的紛争を予防し、国際的な危機に対応する上で果たしている重要な役割を称賛する。我々は、国連がその組織においてマネジメントの変革を制度化する取組を促進する。我々は、更に、国連が、国連システム全体のアカウンタビリティの仕組み並びに監査及び調査機能を強化し続けていくことを求める。我々は、とりわけ、国連システムのあらゆる部分が、国連開発システム改革の決定を完全に履行し、再活性化されたRCシステムを十分に活用することを求める。

77. 我々はまた、平和・安全保障上の課題に対処する上で、向上したパフォーマンス、女性の一層の参画、イノベーション及び訓練、優先づけられた段階的なミッション・マンドート並びに十分に訓練した軍事要員、適切な装備並びに十分な資源を通じたものを含め、平和維持活動が可能な限り実効的かつ効率的であることを確保する必要性を強調する。我々は、マンドートにあるように、特に性的暴力からの文民保護及び大規模な残虐行為の防止について平和維持活動が果たす重要な役割を強調する。我々は、国連事務総長の「PKOのための行動(A4P)」イニシアティブとその共有された政治的コミットメントに対する支持を改めて表明する。我々は、各国に対し、直近では2017年11月にバンクーバーで開催された国連平和維持活動に関する国防大臣会合及び2019年3月29日に開催された国連事務総長主催のPKOに関する閣僚級会合において議論された、スマート・プレッジング・アプローチを通じたものを含め、平和維持活動を支える要員、装備及び訓練の提供について革新的な方法を引き続き検討することを求める。我々はまた、平和構築戦略及びこれに関連する警察の不可欠な役割を含め、適切に計画され、実効的な移行の重要性を強調する。さらに、我々は、文化遺産保護及び環境への影響の適切な管理のための平和活動の必要性について、国連ミッションが果たし得る重要な役割を強調する。

78. 我々は、国連システム全体における、国連の性的搾取・虐待を一切許容しない政策の完全な実施が極めて重要であることを強調し、文民の役割で活動するか軍服を着用した平和維持の役割で活動するかを問わず、全ての国に対し、関係者に対し責任を負うことを求める。

79. 我々は、意義ある平和構築及び平和維持の幅広い役割に従事し、国連システムを通じて指導的立場にある女性の数を増やすための努力を加速化させる必要性を更に強調し、ジェンダー平等戦略への支援を改めて表明する。我々は、国家レベルのリーダーシップ及び国連、アフリカ連合(AU)及び欧州連合を始めとする多数国間フォーラムにおける行動を通じ、女性、平和及び安全保障(WPS)アジェンダの世界での実施を強化する重要性を強調した。我々は、WPSアジェンダを推進する上で、地域機関及び準地域機関の重要な役割を強調し、国別行動計画及び国連安保理決議第1325号とそのフォローアップ決議の履行のための他のイニシアティブの重要な役割を認識する。我々は、市民社会、特に地方の女性団体や運動が、そのような政策努力の過程で、紛争予防において中心的な役割を担っており、そういった機能を効果的に果たすための支援をしばしば必要としているということも認識する。この文脈において、我々は、2016年に国連総会のマージンで立上げられた、WPSフォーカル・ポイント・ネットワーク、平和活動における軍人女性のためのエルシーイニシアティブ基金、アフリカ女性リーダー・ネットワーク及び地域の女性調停ネットワークの創設(地中海女性調停ネットワーク、FemWise やコモンウェルスにおける女性調停者等)のようなイニシアティブを、和平プロセスにおける女性の包摂に対する現在も残る障害を克服し、地方及び世界で女性の有意義な参画と影響力を強化する目的をもって、歓迎する。我々は、特に、国際機関及び地域機関に加え、市民社会の団体とのパートナーシップを強化し続けることにより、また、G7WPSパートナーシップ・イニシアティブを通じて、この領域でのリーダーシップを示すことにコミットする。

80. トロント・コミットメントに従い、我々は、平和・安全保障を促進する際の女性の状況及び役割に関する課題に対処するため、双方向の学習及びアプローチに基づき、それぞれの団体に適合したパートナーシップを構築し、ビアリッツ・サミットに先立ち進展を報告する。加えて、我々は、高い学習成果につながる、全ての人に12年間に亘る質の高い教育の機会を提供するという全体的な目的の中で、危機及び紛争の影響下にある状況における女児及び女性の教育へのアクセスを提供することの重要性を認識しつつ、途上国における女児、思春期少女及び女性のための質の高い教育に関するG7宣言に留意する。我々は、複雑な緊急事態への国際的な対応において、体系的に教育を優先づけする必要性を認識しつつ、G7開

発大臣と共に、又はG7開発大臣との間で協働することを奨励する。

81. 我々は、若者の強靱性に投資し、また、平和・安全を維持・促進するためのあらゆる取組への彼らの意味のある包摂を促進することを通じたものを含め、青年・平和・安全保障に関するアジェンダの世界的な実施を加速させる意図を確認する。我々は、暴力的紛争及び治安上の脅威がしばしば児童と青年に不均衡な影響を与えることを認める。児童は、殺害され、不具にされ、負傷し、移動させられ、家族から離され、搾取され、そして武装集団によって非合法的に徴用又は利用されている。彼らは学習、医療へのアクセスが否定され、食料不足状態にある。我々は、暴力的紛争と治安上の脅威が与える不均衡な影響について問題にしつつ、児童と青年を含む措置を進展させ履行することにコミットする。

82. 我々は、2019年9月にニューヨークにおいて、国連総会の際に会うことを期待する。